

もうひとつの社会経済システムを求めて —連帯経済の現代的意義—

西川 潤

早稲田大学政経学部教授

はじめに—連帯経済の特徴と意義

連帯経済論は19世紀中葉、ヨーロッパに資本主義が発達して社会問題が出てきた際に、社会的経済論とともに提示された理論だが、今日のグローバル化の時代に連帯経済論の第2のリバイバルが見られる。本日のお話は、まず社会的経済論と連帯経済論の関連について、第2に、1930年代に、本来マクロ的な社会的経済論がミクロ的な協同組合セクター論に収斂していく過程について、第3に、今日のグローバル化時代に市民社会が新たな社会発展アクターとして登場してくると同時に、政治的なアソシエーション論、経済的なマクロ的協同・連帯経済論が再興してくる、その過程について述べさせていただきたい。

1 社会的経済論と連帯経済論

社会的経済論は1840年代に出てくる。イギリスでは本来ソーシャル・エコノミーというのは、社会組織によって経済をコントロールするという意味をもつ。これは、もともと市民社会の発生とともに、生まれた政治的アソシエーションの理論と関連している。

アソシエーションとは、1791年フランスの人権宣言の第2条で、「全ての市民は政治的な連合

を行う権利を持つ」というところから由来している。この連合は、自立した個人を基盤とし社会の主体者としての個人、すなわち市民だが、この市民が持っている政治的連合の権利、これがアソシエーションの権利である。そこから19世紀の40年代に「アソシエーション経済」をイギリスでウイリアム・トンプソンが唱えるようになった。

トンプソンも随分長生きした人だったが、その間に徐々にアソシエーション経済が、協同(cooperative)経済へと変容していく。協同という言葉は、1850年代に出てくるが、だんだんと人々はアソシエーション、連合と言わないで、協同と言うようになる。私もなぜ協同と言うのか調べたが、失業者たちが協同組合を結成し、自活の道を探り始めるとともに、協同組合事業をやるためにアソシエーションという用語は非常に抽象的である、と感じられるようになった。協同には、効率的な概念、法律的・政治的な概念もあるし、事業を協同して行うということで、アソシエーションという言葉に代わって協同組合経済という言葉に変わってきたようだ。トンプソンなどの出す協同組合の雑誌も『コーポラティブ・マガジン』というようになった。

この頃からアソシエーション論から協同・連帯経済論への移行、そしてマクロ的な経済からミクロ的な事業経済への関心の移行が出てくる。ほぼ同じ頃、フランスで今日の協同組合論の原型を大

成したシャルル・ジード（1847–1932）という有名な経済思想家がいるのだが、シャルル・ジードでは、社会的経済論 *économie sociale* と連帯経済論 *économie solidaire* という言葉は全くイコールにされている。彼の著作の中に『社会的連帯経済論』（*économie sociale et solidaire*）という本もあり、ジードの頭の中では、社会事業としての *économie sociale* とマクロ的な社会組織全体の変革を追求する *économie solidaire* というものが結びついていたようだ。

シャルル・ジードにおいては、社会的経済論 *économie sociale* は2つの意味を持っている。1つは、①社会的事業を進めることによって社会的公正を実現する。第2の意味は、②社会組織を変えることによって資本主義経済制度の本質自体を変化させる。ジードは、①の方から社会的事業を進めることによって②に進んでいくことは可能であるとみていた。1884年の万国博覧会にジードらは *économie sociale* 館を作り出展した。その際、ジードらの展示は次の12の内容にわたって行われた。①児童労働の保護、②利潤の公正な分配、③生産組合、信用組合、④農業組合、農業信用金庫、⑤労働基準、⑥労働者の住宅、⑦消費協同組合、⑧労働者の知的・道徳的進歩のための諸制度、⑨共済組合、⑩市民のための福祉制度、⑪衛生、⑫救貧及び更正施設——。これらを見ると、すべてミクロ的な社会的事業から次の社会的連帯を展望するという形で展示が組まれていた。ジードはこの展示館のこけら落しの式典で講演をしたが、それは『*Economie et sociale solidaire*』という本と

なって出版されている。このように、シャルル・ジードは19世紀後半の時点で、ミクロ的な社会的事業とマクロ的な社会的な組織の問題とを結びつけて理解していたということが分かる。

また同じ頃、フランスの有名な社会学者で『労働分業論』を書いたエミール・デュルケーム（1858–1917）がいるが、デュルケームは、国家体制、権威主義的な国家体制と個人の自由主義とをつなぐ中間団体（corporations）、インタメディエイツ・オーガナイゼーション（intermediate-organization）という概念を提示している。この中間団体は実は連帯経済の働く領域、後のグラムシやハーバーマスなどが唱えたいわゆる公共空間の概念に連なっていく。中間団体と連帯経済の働く領域と重ね合わせて理解する人々が、この時期にフランスの社会的経済論者の間に出てきたのである。

2 社会的経済論の協同組合経済論への収斂

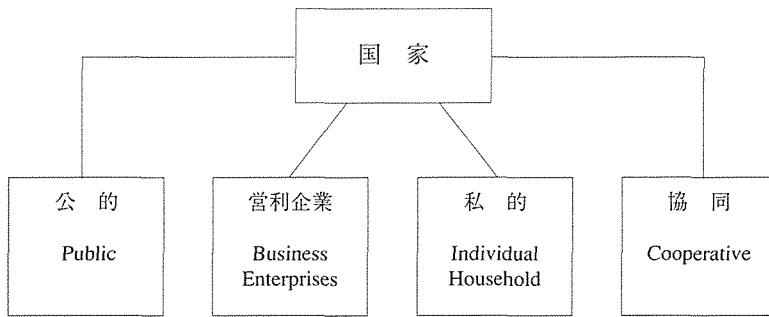
ところが、20世紀に入って社会的経済論は徐々に協同組合のセクター論に収斂していく。1930年代は、周知の通り恐慌とブロック化の時代、そして国家主導型経済の出現、ケインズ主義、混合経済の時代である。この時期に、協同組合の活動家でフランスのフォーケが『協同組合セクター論』（1935）を出版する。ここで彼は、資本主義経済には公的セクター、営利企業セクター、私的セクター、協同セクターの4つのセクターがあり、協同組合はこの協同セクターの担い手であるという。フォーケの協同組合セクター論は協同組合運動に大きな影響を及ぼし、今日に至るまで協同組合の主流の考え方は、このセクター論に依拠している。

ブロック化と国家主義強化の時代にあって、運動論として国家に協同組合が吸収されないようにフォーケはこういう議論をしたのではないか、と

にしかわ じゅん

1936年生。早稲田大学政経学部卒。早稲田大学大学院経済学研究科博士課程修了。パリ大学高等学術研究院卒。68年早稲田大学政経学部助手、のち講師、助教授を経て77年より現職。著書に『世界経済入門』『人間のための経済学』『経済発展の理論』などがある。

図1 国家セクター論（フォーケ）



注) フォーケは、国家は4つのセクターから成立しているとし、協同セクターを維持していくことによって協同組合運動は発展すると考えた。これが今日まで協同組合運動の基本的な考え方となっている。

私は見る。国際協同組合連盟（ICA）は1937年に発足したが、第2次大戦後もフォーケの議論は非常に大きな影響を及ぼし、1980年に有名な「レイドロー報告」が協同組合運動の21世紀への展望を示したが、この根底にあるのは協同組合セクター論だ。

それから、国際公共経済学会（CIRIEC）でも、économie sociale 社会的経済を主な研究テーマのひとつとして1980年代に取り上げたが、この学会の場でのéconomie sociale もセクター論だった。つまり、社会的経済というのは資本主義経済の中での非営利的セクター、協同組合、共済組合、諸非営利団体の活動領域をカバーする、こういう議論である。

そこで、現時点での協同組合セクター論を振り返ってみると、ひとつは混合経済時代において協同組合の発展を促す理論的な主張を提唱した。つまり民間営利部門（プライベートセクター）と違った独自のセクターとしてCIRIECの協同組合理論が存在し、その非営利経済は、営利経済とは違った独自の倫理を伝承している、とする。ただし、このセクター論からは、同セクターが国家セクターや私的セクターあるいは営利ビジネスの

セクターにどう働きかけ、他のセクターとどのようなマクロ経済を形成するか、を示す意欲や動因は全く出てこない。我々は我々なりにその非営利経済の伝統を守っていくというのがこのセクター論だ。したがってこの立場からの社会的経済は、先ほど述べた連帯経済の社会事業的な側面に関心を集中しているということができる。つまり、資本主義内部でのサバイバルを主要目的とした議論である。

グローバル化時代における 協同組合セクター論の混迷

今日グローバリゼーションの時代に入って、国家主導型の発展は非常に動搖している。これと連動して、協同組合セクター論も大きなショックを受けている。この重要な点があまり協同組合では議論されていないが、私は、日本の協同組合運動の中でこういう議論が必要になってくると思う。1つは、営利ビジネスというのはどんどん多国籍化している。それがグローバリゼーションになるわけだ。2つ目は、国家は小さくなっている。また、どこの国でも、協同組合セクターは国家のサポートによって存続してきたが、国家の協同セ

クター支援の予算は後退している。そして、協同組合自体の原理が揺らいできた。

もともと協同組合運動とは、資本主義の流れの中で恵まれない人達が寄り集まって、利潤を追求するのではなく、その余剰は教育に生かし、営利の積み重ね、余剰の蓄積に対して「一人は万人のため、万人は一人のため」という理想主義的な発展を対置していこう、こういう考えに基づいていた。これがだんだん後退してくる。同時にいろいろな新しいビジネスが、いわゆる協同組合の枠に収まりきれないコミュニティ・ビジネスが随分出てくるようになった。例えば日本でも、意欲的な農家は農協の枠内ではなくて、自分達で農事法人を起こしてどんどん新たなビジネスを起こしている。そういう時代に入っている。社会的に非営利活動は活発化し、NGO、NPOの活動がいろいろな形で展開している。これが必ずしも今までの非営利セクターを担っていた人々と結びついていないという事実がある。

③ グローバル時代における市民社会の台頭

グローバリゼーションの時代の特徴は何かといえば、一方では営利ビジネスの多国籍化、他方では、市民社会の台頭といえよう。グローバリゼーションはインターナショナリゼーションに対抗している。インターナショナルは、国民国家（ネーション・ステйт）間の関係を指している。グローバリゼーションは、インターナショナルを超えて、つまりネーション・ステйтを超えて世界に事業を展開する。国民国家を超える動きだ。これは新自由主義と結びついていて、国が小さくなるということが要求される。だから、「小さい国家」で市場経済が展開するから当然市場の失敗はグローバル化する。これは世界的な貧富の発生、その拡大、南北問題や環境の破壊となって現れている。

ところが、こういう時代に、先ほどのデュルケームのいう中間団体としての市民社会活動が活発化してきた。例えば1980年代に、ヨーロッパの中距離核戦力（INF）を取っ払ったヨーロッパの非核・平和運動があるし、90年代にはグローバル問題に市民社会が積極的に関わるようになり、社会開発サミットなどの国連グローバル問題会議にNGOが大いに参加して、社会問題解決に市民社会の発展が鍵となる、そういう考え方方が打ち出されてきた。

こうして、グローバリゼーションが進むなかで、反グローバリゼーションは3つの形をとって出現している。1つは、いわゆる地域主義でEUによるヨーロッパ統合もそうだ。また、アジアの場で東アジア経済圏というようにASEANと東アジアが結びついていくというような、新たな地域協力を求めていく動きもそうだ。第2は、NGOやNPOの抗議や提言活動。つまり、99年にシアトルでWTO（世界貿易機関）が最初の閣僚会議を開いた時に、市民の抗議行動によってこのWTOが流会になってしまったわけだが、今日に至るまで、市民社会はグローバリゼーションに対してたえず異議申し立て、提言活動を行っている。こういう動きとなって続いている。

第3は、国際テロである。国際テロはグローバリゼーションに反対しているように見えるが、実は、私の見るところでは、国際テロというのはグローバリゼーションの“鬼っ子”に他ならない。要するにグローバリゼーションは、ある建前に基づく目に見えるにしろ見えないにしろ、暴力的な構造を社会的に広げていきつつある。テロリズムは、そのような暴力活動の表面化であり、例えばパレスチナやイラクなどでフォーマルな暴力とインフォーマルな暴力が裏腹の関係で並存している。私は、これは同じグローバリゼーションの2つの面だと思う。

そういう意味で反グローバリゼーションのいろいろな波が、今日の資本主義経済の行きづまりを

示している。グローバリゼーションによって社会問題、環境問題が悪化している。そういう行き詰まりを乗り越える道として、市民社会の台頭があるのではないか。それがEUの社会民主主義化であったり、日本のNPO法の採択による非営利部門の公認などという形で徐々に出てきていると考える。

市民社会とアソシエーション論

次に、今まで私は、市民社会というものを定義なしに使ってきたのだが、市民社会とは何かというと、いちばん簡単な定義というのは、第1に、都市に住んでいる人の社会で、これはギリシャ・ローマの時代から都市に住んでいる人が市民=citizen。第2はcivilian。つまり封建社会などで暴力や軍事力によって問題を解決する習慣に代わって、話し合いだとか法のルールなどによって問題を解決する。これがシビリアンの社会、これも市民社会だ。第3はブルジョア社会。これはマルクスが好んだ用語で、ブルグというのは城砦だが、城砦の中で領主により保護されながら営利活動にいそしんでお金を貯める、資本の蓄積をする人、これがブルジョア社会である。

第4は、国家に必ずしも包摂されない社会である。私どもは先日（2003年11月）、アジアの市民社会という会議を開いたのだが、中国の人がおもしろい報告をしてくれた。というのは、中国には膨大な市民社会があると。えっとだれもが驚くが、それはどういう社会かというと、家族や結社など、国家にコントロールされていない社会が存在する、という。われわれは近代国民国家が社会をがっちりコントロールしていると考えているが、実は必ずしも国家にコントロールされない社会が存在することを知らされた。これらインフォーマルセクターあるいはアンダーグラウンド社会もあり得るということだ。

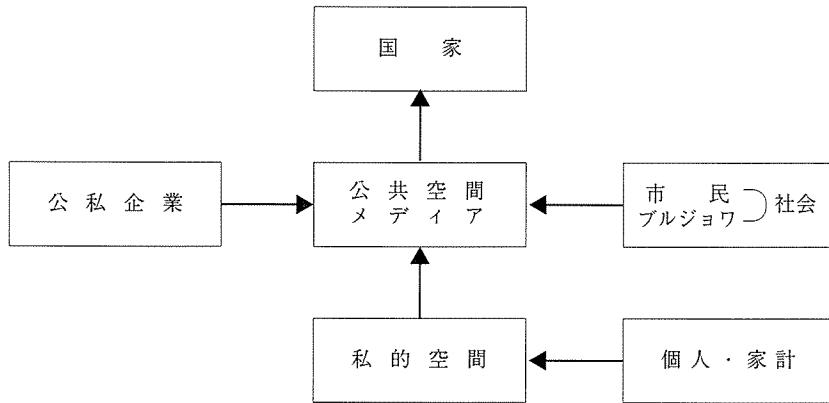
第5はフランスの人権宣言に出てくる言葉だが、ご承知の通り、人権宣言は英語で読むと、「The declaration of right of man and citizen」。つま

り人間の権利と市民の権利、市民権に関する宣言である。これはルソーの社会契約論が土台にあって、人間としての権利は自然人としての権利である。安全だとか自由だとか、所有権、抵抗権などは全て自然人としての権利。ルソーはそれと区別して、市民としての権利というものを提起した。それは政治社会を構成する主権者としての権利である。これが市民の第5の意味だ。近年、国際社会で市民社会というときは、この第5の用法のものが多いため、実は、市民社会と我々が言うときに、こういう5つの意味があるということを念頭において、それぞれ違った意味で使われているということを理解しなければならない。

先ほど述べた、自由契約の中間団体論に関連して、イタリアのアントニオ・グラムシは1930年代に「獄中からの手紙」で指摘しているが、「私」の空間と国家の空間との間に公共空間というものがある。この空間には誰もが自由に参入できて、そこでのメディアやコミュニケーションを通じて国家に働きかけることができる領域が存在すると。つまり国家と私的空间をつなぐ領域が公共空間である。この公共空間を維持し発展させていくのは市民の役割であり、市民は公共空間を通じて平和的民主的手段で、全体主義国家を変質させる可能性をかれは指摘した。これは後にハーバーマスによって覆されて、ハーバーマスはこの市民というのはだんだん空洞化してしまって、むしろ公共空間が大量生産・大量消費により市民コントロールの手段になることを指摘した。これがハーバーマスの大衆社会論だが、いずれにしても公共空間というものが、国家制度と個人の関係を規定する変化可能な領域として提示されている。これはアソシエーション論の現代的な展開である。

従って、このような19世紀初めのアソシエーション論から非営利経済論、連帯経済論というものは、1930～80年代のセクター分立論を経て、今日、新しい社会的経済論のリバイバルに結びつく

図2 デュルケーム＝グラムシ＝ハーバーマスの公共空間論



注) 標記3人が描いた公共空間論で、国家と私的空间の間に公共空間があり、グラムシはそこに市民社会が働きかけることによって国家を変質させることができると考えた。実際には企業もここに働きかけることができる。メディアも公共空間に位置するだろう。ハーバーマスは反対に、公共空間は、国家や企業が個人・家計を「大衆」としてコントロールする手段に「構造転換」していることに警鐘を鳴らした。このように公共空間論が新たに非営利経済論の現代的リバーバルとして出てきている。

可能性がある。つまり、社会組織のあり方によって、個人や家計の生き甲斐、いい生き方 (well-being) が定まってくるとする考え方である。これが市民社会論が提起している問題に他ならない。

協同組合セクター論から

マクロ的協同・連帯経済論へ

この協同組合セクター論からマクロ的な協同経済論、連帯経済論へどう移行が可能になるか。それを示しているのが、いわゆる“第3の道”、THE THIRD WAYという考え方である。第3の道は、政治的・社会的にいうと、1つは、今の民主主義は表面的な民主主義なので、民主主義の民主化 (democratization of democracy) が必要であるということ。それから第2は、pro active society と言うのだが、活力に満ちた、つまり絶えず活力が内部から湧き起こってくるような市民社会が必要だ。これは日本でも今までの消費協同組合に代わって、生活者の協同組合というのがいろんな形でリバーバルしているが、そのような、生活者として市民を見る、単なる企業の生産物の受け手と

しての消費者にとどまらない市民としての生活者を重視する見方が、非営利部門の内部でも主体交代という形で現れてきている。そして、第3に、市民は誰でも自由に参加できて発言でき、パブリックな公の制度に働きかけることが可能な公共空間というものを保障する。そして、第4に、そのような民主主義の民主化にとって、ジェンダーや家族問題が大事であり、家族の民主化、つまり家族の内部での男女の平等、世代間の平等。これらを念頭に置いたコーラベレーションというよりも、むしろアソシエーションの実践というのがその基盤になる。

また、第3の道は、経済的には、やはり①非営利経済、ボランティア経済の発達、②地域のコミュニティ、これをいろんな形で発達させる。③は積極的福祉 (ポジティブ・ウェルフェア) による統合 inclusion。これはアンソニー・ギデンズの言葉である。ウェルフェア (welfare) というのは政府権力が国民のためにいい状態を作り出すこと、つまり福祉である。けれども「福祉国家の破産」を経由して、最近の考え方では、そういう上から

与えられる福祉に代わって、自分がいい状態を作り出す、ウェルフェアにかわってウェルビーイング（well-being）を作り出すことが必要だと考える。自分なりのいいこと（wellness）を作り出す。これをポジティブ・ウェルフェアという。つまり人々は参加することによって自分でいい状態を作り出す。

グローバリゼーションの中で、ヨーロッパでも日本でもそうだが、やはり社会的な弱者というのを絶えず作り出される。本当に弱者かどうかは分からぬ。しかし時勢によって社会的な弱者とみなされてしまう。そのことによって発展の過程から排除（exclusion）される。ヨーロッパでは10%の失業率で、exclusionの問題は非常に深刻だし、ヨーロッパも日本と同じで、一時男女の平等もかなり進んだが、やはりグローバリゼーションの中で強いもの勝ちになってしまい、男女の賃金格差もいまや徐々に開いている。女性はだんだん派遣労働になっている。つまり労働分業の枠内にはめ込まれる傾向が出てきている。このような排除=exclusionに対して統合=inclusionが提起された。統合というと、日本語では何か上から進めていくという語感があるが、英語のinclusionという言葉には、自分達が参加することによって社会の中で自分達を全ての人々と同じ権利を持った人々として、構成者として認識するという意味がある。だから障害者政策でいうノーマライゼーションと同じ意味だ。このように経済政策的に言つても人々の参加、ポジティブ・ウェルフェアによってインクルージョン=統合を進める方向がでてきている。

そして、④国家の役割というのは社会的な投資を進めていく、公共政策の役割というものを重視する。これは「小さい国家」「競争社会」「市場経済化」を第一義とするグローバリゼーションと第3の道が大きく違う点である。これらが“第3の道”の経済論である。第3の道は、多くの社会構成員の参加を必要とするために、多文化国家

の道もあるし、国際ネットワーク国家の道もある。

このような平等経済・連帯経済は一方ではコミュニティ・ビジネスや企業の発展を促す。いま、アメリカもそうだが、市場経済が発達するにつれ、企業の社会的責任を問題とする声がだんだん高まってくる。これがソーシャル・レスポンシビリティと言われているもので、企業も単に消費者相手に金儲けをする、ということでは成り立たず、人権・ジェンダー・環境など、社会的責任が問われるようになってきていている。また、ヨーロッパで進めている労働者の経営参加や、コミュニティ・レベルでのコミュニティ・ビジネス、地域社会の企業参加もそうである。社会的責任を果たしている企業の市場格付けも高くなり、こうした企業を対象とする社会的責任投資ファンド（SRIF）もいろいろな形で成立している。また、世界のあちこちで日本でもそうだが、地域通貨がいろいろな形で進んでいる。これらも、やはり地域レベルであるが、マクロな構造、連帯経済を構成する1つの面であると思う。

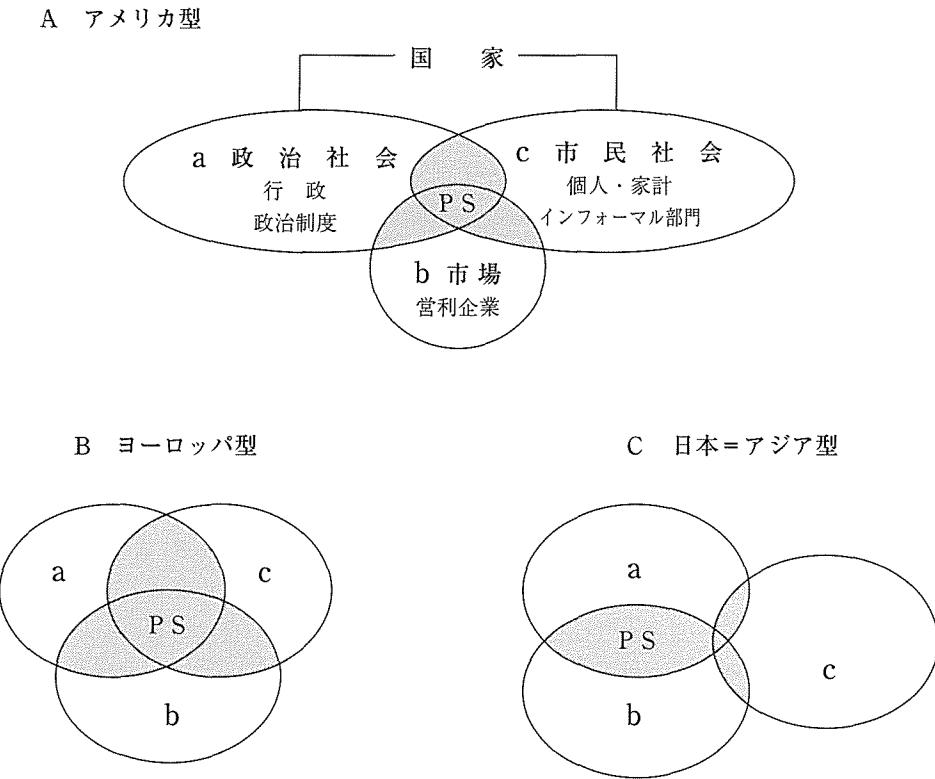
マクロ・レベルの連合・協同・

連帯経済論の花盛り

最近、ヨーロッパで、マクロ・レベルの連合論、連合経済論、アソシエーション論、協同経済論、連帯経済論が花盛りになっていることには驚かされる。その一環として、市民社会論もどんどん出てきている。イギリスの本屋などに寄っても、グローバリゼーションとともに市民社会論の大きなコーナーが関連書でうめ尽くされているのだ。ロンドン経済学院（LSE）の市民社会センター、今まで公共政策センターといっていたのだが、2001年から『GLOBAL CIVIL SOCIETY』という市民社会の年鑑を出している。そういう情報を必要としている人が随分出てきているということだ。

それから協同経済論で、これは先ほど述べた第

図3 「第3の道」の経済社会像



注) 各A、B、Cともaは政治社会、bは市場、cは市民社会の領域を示す。すでに紹介した（図1）や（図2）のように各セクターは分かれていると考えられがちだが、実際には上図のように各セクターは重なり合っている。この重なり合いの領域が公共空間（PS）である。このうち、バランスよく重なり合っているのはAアメリカ。実際にはアメリカの権力は、日本と同じでaとbが独占しているが、アメリカでは市民社会の発言力が強い。Bヨーロッパ型は、a、b、cが大きく重なり合っている。代表的な混合経済像で、“第3の道”は、この重なり合いを土台としている。C日本・アジア型は、a、bが重なり合ってPSをコントロールしているが、c市民社会領域の重なり合いは弱く、PSからむしろ疎外されてきた。

3セクター論である。つまり、国家経済でもなければ市場経済でもない。これを研究しているのは先ほどの国際公共経済学会やフランスにも社会的経済学会（AES）などがあるが、ここでは社会事業としての非営利経済論に关心を持って研究を行っている。

そして第4次経済論。これは共産主義、資本主義にかわり、それからもう1つは第1次経済、第

2次経済、第3次経済の後、ポスト・インダストリアルライゼーション（post-industrialization）でポスト・インフォメーションエイジ（post-information-age）の第4次経済論。この分野の本も多く、日本でも翻訳が出ている。ATTACというNGOがあるが、これはヨーロッパでトービン税という、つまり国際通貨取引に課税をすることを進めている団体だ。今、フランスとベル

ギーの国会でこのトービン税案は通過したが、但しヨーロッパ規模で採択されれば両国は直ちにこれに参加するという但し書もつけて決議が採択されている。ATTACでは随分そういう提言活動をやっている。地域通貨もそうだ。“Alternatives économiques”という雑誌が出ていて、インターネットのホームページを設け、反グローバル化、連帯経済の領域で、どういう雑誌やどういう出版物を出しているかよく分かる。つまり連帯経済論が国際的に展開するようになっている。

それから、連帯経済論の理論家のラヴィル（J.-L.Laville）は、ミクロ経済論と違ってマクロ経済論で、つまり連帯経済という1つの社会組織を考え、それにどうネイバリング・エコノミー（近隣経済）、地方経済を積み重ねて到達するか、そういうことを研究している。

他方で、社会的企業論 Social enterprises がある。これは近年ではコミュニティ・ビジネスもそうだし、労働者が参加する企業もいろいろな形で増えている。それから green enterprises が増えている。日本でもそうだが、環境問題に关心を持っているということを大いに取り上げて自分達の存在理由を評価してもらう。そういう社会的、コミュニティ的企業が増えている。

● 結論 21世紀の連帯経済

結論だが、そうすると21世紀の連帯経済はどういう形になるだろうか。ここでいう連帯経済というのは、ジード的な意味での *économie sociale* 論なのだが、これには大別して2つある。

1つは、①マクロ・レベルの経済社会システム論。それからもう1つは、②ミクロ・レベルの非営利経済企業論、いわゆる社会的事業経済論。ジードは②から①への移行の展望というものを描いたが、混合経済時代に非営利経済論は②に収斂してしまった。①は忘れられていったという経緯がある。

しかし、1980年代以降「政府の失敗」が明らかになり、新自由主義、規制緩和、民営化、市場経済化、こういう流れが強まって、90年代のグローバリゼーションにつながっていく。ところが、グローバリゼーションが進めば進むほど、再び「市場の失敗」が今度はグローバルレベルで拡大するようになってきた。そこで市民社会が国家と並んで新しい市場規制者として登場てくる。ということは、マクロ・ミクロ両レベルを結ぶメゾ・レベルというのが本来あるはずだが、今までの経済学はこのメゾ・レベル、中間レベルを全く忘れてきた。このメゾ・レベルで市民社会が国家のガバナンスや市場のガバナンス変化のエージェンシー、つまり主体者、働きかけるアクター、こういう主体として登場しているのである。

市民社会論に連帯経済論、非営利経済論が結びついて、マクロ・レベルでは政府の民主化、分権化、透明化。またミクロ・レベルでは企業の社会的責任やコミュニティ・ビジネスの推進動因として登場して、南北問題やグローバル問題でも提言活動を始めてきている。つまり、資本主義の体制変化の思想として、協同経済論、連帯経済論が登場するようになったのである。

こうして、かつての協同組合セクター論、社会的経済論もグローバル化時代には新たな協同経済論、連帯経済論への構造転換を迫られているが、それは実は、19世紀に社会的経済論、連帯経済論が提起した方向に他ならないと考えられる。そうすると、連帯経済論は市民社会論と結合することによって、こんにち、ポスト資本主義時代の社会的経済像、つまり国家と企業と市民社会がどう結びつくか、これを描き出すことが可能になるのではないかと考えられる。■

(本稿は、2003年12月8日、生活研の第30回政策研究会での西川教授の報告を本誌編集部の責任でまとめたものです。)